

宇部市産業人材育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市中小企業振興基本条例（平成24年条例第14号）第3条に掲げる基本方針に基づき、市内事業者が、産業振興を担う人材の育成を図り、従業員のリスクリングを推進することを目的として、宇部市産業人材育成支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者とする。

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 今後継続して事業を営む意思があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業）を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項に該当する者
- (5) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号を満たす研修等で補助金申請年度に開催される研修等の受講に要する経費とする。

- (1) 民間教育機関等が提供する集合又はeラーニング等により実施する研修等であること。
- (2) DXに関する専門的な知識・技能の習得と向上を目的とする研修等又は専門的な資格を取得するための研修等であること。
- (3) 通常の業務と区別できるOFF-JT（職場外研修）の訓練であること。

- (4) 助成対象事業者が受講者の訓練状況を確認できること。
- (5) 教育機関等の受講案内と受講に係る経費（受講料等）が一般に公開されており、受講者1人当たりの受講料があらかじめ定められていること。
- (6) 助成対象となる研修等の受講者が研修等時間の8割以上を受講していること。
- (7) 標準学習時間が10時間以上の研修等であること。

（補助金の額等）

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2/3の範囲内とし、上限額を50,000円まで、下限額を10,000円とする。また、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受けるもの又は受けたものは対象外とする。
- 3 前項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。
- 4 補助金の交付は、1会計年度あたり1交付対象者1回までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象事業者で補助金の交付を受けようとする者は宇部市産業人材育成支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、提出するものとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、交付を決定したときは、宇部市産業人材育成支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは、宇部市産業人材育成支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第9条 前条第一項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市中小企業人材育成支援補助金事業計画変更申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金交付決定額の20パーセント以内の減額変更をする場合
 - (2) 補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合
 - (3) 補助事業の目的に影響のない程度の補助事業の細部を変更する場合
- 2 市長は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに宇部市産業人材育成支援補助金事業計画変更承認通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通ずるものとする。ただし、変更後の補助金の額は、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金の額を超えないものとする。
- 3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止）

第10条 補助事業者は交付決定を受けた後、やむを得ない理由により、補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市産業人材育成支援補助金事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了した日から30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、宇部市産業人材育成支援補助金実績報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容(第9条の規定により補助事業の内容が変更となった場合は変更承認後の内容)及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、第8条の規定に基づく交付決定額(第9条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額)の範囲内で補助金の額を決定し、速やかに当該補助事業者に対し、宇部市産業人材育成支援補助金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市産業人材育成支援補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書が提出された場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(補助事業完了後の状況報告等)

第14条 補助金を交付された補助事業者は、市長に対し、補助金を交付した日の属する翌年度の決算期経過後4か月以内に、宇部市産業人材育成支援補助金状況報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められた場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、期間を定めてその返還を命じるものとする。

(遅延利息)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則(昭和44年規則第4号)の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた補助事業者は、督促で指定した期限(以下「指定期日」という。)までに納付しなかったときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市遅延金の徴収に関する条例(昭和39年条例第57号)に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月6日から施行する。